

地場産業等実態調査委託基本仕様書

1 委託業務の名称

地場産業等実態調査委託

2 委託業務の目的

滋賀県では、平成 28 年 3 月 23 日に「近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例」（以下「条例」という。）を公布・施行し、令和 4 年 3 月には条例第 7 条に基づき 5 年間（令和 4 年度～令和 8 年度）の「近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する基本的な指針」を策定している。令和 8 年度まで現行指針に基づき施策を推進しているところであるが、令和 9 年度からの新たな「基本的な指針」を策定する必要がある。

本事業は、県内の地場産業等の実態や置かれている状況、抱えている課題、市場動向等を調査することにより、産地等の状況把握および課題抽出を行うとともに、県が実施すべき施策の方向性を示すための参考とし、施策の総合的な推進を図るために県が策定する「基本的な指針」の基礎データを収集することを目的とする。

【条例の目的（第 1 条より一部抜粋）】

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、これまで培われた優れた技術および技能を活用して、近江の地場産業および近江の地場製品が時代の変化に適合していくための新たな取組の積極的な推進を図り、もって地域経済および地域社会の発展に寄与することを目的とする。

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）までとする。

4 事業の概要

前述の目的を達成するため、県内の地場産業組合および県の指定する生産者組合等（以下「組合等」という。）に対して訪問ヒアリング等による調査を実施する。

（1）地場産業組合

【調査対象団体の候補】

浜縮緬工業協同組合	滋賀バルブ協同組合
彦根仏壇事業協同組合	ひこね繊維協同組合

湖東繊維工業協同組合	滋賀県麻織物工業協同組合
滋賀県製菓工業協同組合	信楽陶器工業協同組合
高島織物工業協同組合	滋賀県扇子工業協同組合

以上、10 組合

(2) 地場産品製造等事業者団体

【調査対象団体の候補】

近江米振興協会	JA こうか
(一社) 滋賀県茶業会議所	全国農業協同組合連合会滋賀県本部 畜産部 (系統農家)
滋賀県家畜商業協同組合 (商協農家)	滋賀県食肉事業協同組合 (販売)
近江しゃも普及推進協議会	滋賀県漁業協同組合連合会
滋賀県淡水養殖漁業協同組合	滋賀県水産加工業協同組合
滋賀県酒造組合	滋賀県漬物協同組合
滋賀県菓子工業組合	県産木材活用推進協議会

以上、14 組合

(3) 伝統的工芸品製造業者

対象事業者については、冊子『滋賀県の伝統的工芸品』（下記 URL の県ホームページ参照）の 37 ページ内に記載の事業者（経済産業大臣指定 3 工芸品、知事指定 37 品目、43 製造者）のうち、10 者程度。その他の事業者については、書面によるアンケート等を実施する。ただし、経済産業大臣指定の 3 工芸品については、「(1) 地場産業組合」と重複するため、これらの対象から除外する。

【滋賀県の伝統的工芸品についての URL】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyuu/20017.html>

(4) その他

調査の進捗状況等によって、県および委託事業者と協議のうえで調査団体を変更する場合がある。

5 委託業務の内容

本事業の目的達成のために、創意工夫により以下の業務を行うこと。

組合等に対してヒアリング調査等を実施する際には、県は円滑な調査の遂行のために可能な範囲で調査への同行や、団体等に対して調査協力依頼等を行う。

(1) 経営状況等に関する調査

条例第8条第6項の規定に基づき、近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する実態について県が定期的に調査を実施することを踏まえて、事業者数、従業者数、生産品出荷額等の推移および増減要因を調査・分析する。ただし、事業者数、従業者数、生産量などの基礎的なデータについては県の所有するデータの活用も可能とする。

また、上記の項目以外にも、経年的に比較することが可能かつ条例の目的を達成するために重要と考えられる項目を受託者が提案して追加することも可能とする。

(2) 販売促進等に関する調査

県が、近江の地場産業等の振興に向けて今後実施する施策について検討する材料とするため、各組合等の製品の販売促進のために現在および今後注力すべきと考えている販売先および商品開発、営業手法とその課題、行政への要望等について調査・分析を実施する。

また、上記の項目以外にも、条例の目的を達成するために重要と考えられる項目を受託者が提案して追加することも可能とする。

(3) 令和3年度と比較した状況変化の分析

今回実施する調査結果と令和3年度に実施した調査結果（県ホームページに掲載）を比較可能な産地等については、その状況変化をまとめる。

（参考）令和3年度調査結果を記載した URL

<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5430772.pdf>

(4) 県内・県外在住者に対するアンケート調査

近江の地場産業および近江の地場製品に対する意識や関心などを把握するため、県内外の消費者1,000人程度に対して、Webによるアンケート等を実施する。アンケートの質問項目は15点程度とし、調査方法については、県と協議のうえで設定すること。

(5) 調査概要報告書の作成、提出

前項(1)および(2)のヒアリング調査の概要について、調査概要報告書を作成し、提出する。提出期限は令和8年1月30日（金）とする。

調査概要報告書については、電子データ（pdf形式およびword形式）での提出とし、印刷・製本は不要とする。

(6) 事業結果報告書の作成、提出

上記の調査結果および県が独自に実施する調査結果等を基にして必要な分析を行い、事業結果報告書を作成する。事業結果報告書の提出期限は令和8年2月27日(金)とする。提出部数等は、以下のとおりとする。

正本…10部

電子データ (pdf 形式および word 形式)

(7) 事業実施体制

事業の実施体制については、必ず1名以上は連絡調整者を配置すること。その他、業務に必要な人員体制を整えること。

(8) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受注者の負担とする。

6 想定業務スケジュール

令和7年7～12月下旬	・ヒアリングおよびアンケートの実施
12月下旬～令和8年1月下旬	・調査概要報告書の作成、提出 ・調査結果の分析、過去データとの比較
令和8年1月下旬～2月下旬	・事業結果報告書の作成、提出

7 その他注意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守すること。
- (2) 本業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用する場合は適正に扱うものとし、仮に問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、密に委託者と連絡調整を行うこと。
- (4) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、了承を得ることとする。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (5) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利については本業務受託事業者と参画事業者で協議の上、明確にしておくこと。ただし、事業広報、宣伝のために、商品の写真などを使用する権利は委託者側も有することとし、判断が難しい場合はその都度協議する。
- (6) 見積書は10%の消費税率を適用し、また本体価格と税込価格を別途記載すること。
- (7) 受託者は、当該受託業務について業務責任者を置き、協議に出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。

- (8) 受託者は、滋賀県個人情報保護条例および個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。個人情報等の取扱いについては、別記のとおりとする。
- (9) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (10) 受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、事業の完了日の属する年度の終了後5年間これを保存するものとする。